

令和 7 年 8 月 日

芦屋町長 波多野 茂丸 様

芦屋町国民健康保険運営協議会
副会長 本田 浩

芦屋町国民健康保険事業の運営について（答申）

令和 7 年 6 月 1 0 日付、7 芦住保第 4 3 0 号により諮問のありました令和 8 年度の国民健康保険税の税率改正について慎重に審議した結果、下記のとおり結論を得ましたので答申いたします。

記

令和 8 年度以降の国民健康保険税（以下、「国保税」という）の税率について、以下のとおり改正することが適当である。

1. 答申内容

（1）令和 8 年度の国保税率について

本町の国民健康保険事業は、被保険者減に伴う国保税の減少、高齢化の進展や医療技術の高度化による一人あたり医療費の増加等により、一般会計からの法定外繰入金に依存せざるを得ない厳しい財政運営が続いている。また、福岡県への国民健康保険事業費納付金の納付に必要とされている標準保険税率と本町の保険税率が大きく乖離していることも法定外繰入の要因の一つになっている。このような中、国は税込不足に伴う一般会計からの法定外繰入金を削減するよう市町村に求めており、法定外繰入を行う市町村は年々減少している状況にある。

以上のことを踏まえ、令和 5 年度本協議会では、国民健康保険事業の安定的な運営と赤字財政運営の解消のためには、本町の保険税率を福岡県が示す標準保険税率に合わせていくことが必要であると判断し、「2 年に一度最新の標準保険税率を用いて改正する」としていた。しかし、標準保険税率は年度により変動が激しく、改正年度の状況によっては被保険者の負担が想定よりも増加することが懸念される。このことから令和 8 年度以降の国保税の改正にあたっては、基準となる標準保険税率の平準化が必要と判断した。これを踏まえ令和 8 年度の国保税の改正では、基準となる標準保険税率を平準化（令和 5 年度を始期とし最新の標準保険税率までの平均）して求めた以下税率とすることが適当である。

【令和 8 年度国保税改正案】

税区分		改正案	改正前	差 額
医療給付費分	所得割	7.25%	7.40%	△0.15%
	均等割	22,800 円	21,200 円	1,600 円
	平等割	24,400 円	23,600 円	800 円
後期高齢者支 援金分	所得割	2.51%	2.30%	0.21%
	均等割	8,000 円	6,700 円	1,300 円
	平等割	8,600 円	7,500 円	1,100 円
介護納付金分	所得割	1.88%	1.60%	0.28%
	均等割	8,200 円	6,800 円	1,400 円
	平等割	6,300 円	5,100 円	1,200 円

(2) 今後の国保税改正について

令和 5 年度の答申と同様、本町の国民健康保険事業の安定的な運営のためには、令和 12 年度まで 2 年に一度の国保税の改正が必要と判断した。なお、令和 10 年度の国保税の改正にあたっては、基準となる標準保険税率を令和 8 年度と同様（令和 5 年度を始期とし最新の標準保険税率までの平均）とすることが適当である。ただし、改正の最終年度である令和 12 年度については、国保特別会計及び福岡県の保険税統一化の状況を踏まえ再度検討する必要がある。

2. 本協議会の要望事項

新型コロナウイルス感染症のまん延のような社会情勢に大きな変化があった場合は、現状の国保税改正方針の見直しが必要である。